

稲城市立中学校部活動に関する方針

令和7年10月
稲城市教育委員会

1 学校部活動の位置づけ

稲城市では、平成 29 年 4 月に「稲城市立中学校部活動に係る方針」を策定し、学校部活動は、「学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く）」と定義しています。

さらに、学校部活動の意義を、「異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、生徒の資質向上と、生涯にわたりスポーツや文化等に親しむ態度を養うとともに、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係の育成の場として、また、保護者・地域から期待される生徒の健全育成に寄与する場として、さらに、学校経営上の重要な柱として、大きな役割を果たすもの」であると示しています。

学校部活動は、教育課程外の活動であり、その設置および運営は学校の判断によって行われるものです。平成 29 年告示中学校学習指導要領では、学校部活動について、「学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」としています。

2 国及び東京都の動き

学校部活動を巡る状況においては、近年、少子化が深刻化する中で、特に持続可能性という面での課題や、競技経験のない教職員が指導せざるを得ないこと、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなどが教職員にとって負担となっていることが指摘されています。

こうした状況を受けて、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を「部活動改革推進期間」と位置づけ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな「地域クラブ活動」を整備するための必要な対応を示してきました。

これを受けて、東京都は、令和 5 年 3 月に「学校部活動の地域連携・地域移行に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、市区町村において、本推進計画を参考にして学校部活動の地域連携・地域移行に取り組み、生徒たちにとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保するとともに、教職員の負担軽減につながる取り組みを推進することを示してきました。

また、国は令和 7 年 5 月 16 日公表の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにおいて、これまでの地域移行の名称を「地域展開」に変更し、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を新たに「部活動改革実行期間」に位置づけ、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを改革の目的としており、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情に合った望ましい在り方を見出していくことが重要であると示しています。

3 稲城市のこれまでの取り組み

稲城市では平成2年4月から、地域人材を外部指導者（以下「外部指導者A」という。）として、中学校部活動に参画していただきました。

外部指導者Aについては、令和5年度から報償費を「1回 2,300 円」から、「1時間 1,300 円」へ増額し処遇を改善しており、市ウェブサイトで外部指導者を募集することで人材の拡大を進めています。

加えて、令和4年10月から企業版ふるさと納税を活用し、技能・技術を有する外部指導者（以下「外部指導者B」という。）を業務委託にて配置しています。

これらの取り組みと並行して、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることを目的に令和4年度から庁内検討会を開催し、生徒や教職員へのアンケート調査、学校部活動実態調査を実施し、学校部活動の現状や課題を明らかにするとともに、学校部活動についての今後の進め方について協議・検討してきました。

なお、部活動指導員の配置については、学校部活動の状況に合わせて配置ができるように受け入れ体制を整えてきました。

学校部活動に携わる指導者等一覧

役割等	顧問	部活動指導員	外部指導者 A	外部指導者 B
身分	教員	第二種 会計年度任用職員	有償ボランティア	業務委託
実技指導	○	○	○	○
単独での大会引率	○	○	△(校長の承認)	△(校長の承認)
用具・施設の点検管理	○	○	×	×
会計管理	○	○	×	×
年間・月間の指導計画	○	○	×	×
大会等の事務管理	○	○	△	△
生徒指導にかかる対応	○	○	△(一般的な指導)	△(一般的な指導)

(1) 稲城市のこれまでの動き

年月	実施内容
平成2年4月	外部指導者Aを稲城市立中学校に配置
令和4年10月	外部指導者Bを稲城市立中学校に配置
令和5年1月	第1回部活動庁内検討会 (部活動実態調査の結果を基に、懸案事項を確認し、地域連携・地域移行に向けた各課の取り組みについて協議)
令和5年8月	第2回部活動庁内検討会 (実態調査等を基に現状把握)

令和5年11月	第3回部活動庁内検討会 (分析結果の共有)
令和5年12月	第4回部活動庁内検討会 (部活動を存続させつつ、地域との連携等による形で部活動の改革を推進することについて検討)
令和6年2月	第5回部活動庁内検討会 (再調査結果のまとめと分析内容の共有)
令和6年7月	第6回部活動庁内検討会 (部活動についての方針案を検討。外部指導者の確保に関する調査をする企業・大学・団体の選定)
令和6年8月	第7回部活動庁内検討会 (企業・大学・団体に実施した外部指導者の確保に関する調査結果のまとめと分析内容の共有)
令和7年1月	第8回部活動庁内検討会 (現在までの取組状況と今後について協議)
令和7年6月	第9回部活動庁内検討会 (大学、企業等へ協力依頼を実施した結果報告)
令和7年7月	中学校校長会 (「稲城市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する方針(案)」について意見聴取)
令和7年8月	第10回部活動庁内検討会 (「稲城市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する方針(案)」について協議)

(2) 令和4年度以降における外部指導者の人数(市立中学校全校全6校)

年度	外部指導者A	外部指導者B	合計
令和4年度	33人(全校)	5人(5校)	38人
令和5年度	47人(全校)	9人(全校)	56人
令和6年度	57人(全校)	11人(全校)	68人
令和7年度	52人(全校)	9人(全校)	61人

(3) アンケート調査による主な意見等

① 生徒及び教職員へのアンケート調査(令和4年11月)選択式

目 的：中学生の部活動への関心度及び部活動を行う中で得ている満足度及び教職員の部活動のあり方についての実態を把握する。

対 象：生徒(2,355人)及び全教職員(156人)

回 答：生徒(1,753人)及び全教職員(92人)

回答率：生徒(74%)及び全教職員(58%)

【主な生徒意見】

- ・「学校部活動の問題点」について問う複数回答の質問に対して、「特に問題ない」との回答が54%、「肉体的・精神的な疲労がたまる」が13%、「気持ちののらない」が10%、「専門的な実技指導が受けられない」が6%でした。

- ・「学校部活動を学校の先生以外の指導者が指導する方式について」の意見を問う質問に対して、約 50%の生徒は「生徒にとっても先生にとってもよい」と回答しており、一方、約 30%がわからないとの回答でした。
- ・「他の学校と一緒に学校部活動のチームを組織する方法（合同部活動）について」の意見を問う質問に対して、「こだわらない」が 48%、「仕方のないこと」が 26%でした。

【主な教職員意見】

- ・「学校部活動の問題点」について問う複数回答の質問に対して、「教職員の負担が増大している」が 76%、「休日の部活動による時間的拘束が大きな負担になっている」が 73%、「希望以外の部活動を指導している」が 67%、「専門的技術指導ができる教職員が不足している」が 65%と 4 つが多く挙げられました。
- ・「学校部活動の今後のあり方」について問う質問に対して、「地域移行」が 56%、次に「外部指導者の積極的活用」が 47%でした。

② 学校部活動実態調査（令和 5 年 6 月）記述式

目 的：地域の実態に応じた部活動の地域連携・地域移行に向けて、部活動の実態を把握する。

対 象：稲城市立中学校全 6 校の運動部 47 部、文化部 29 部、計 76 部

回 答：各顧問（複数顧問の場合は主顧問）

回答率：100%

【主な教職員意見】（部員数、顧問・指導者、施設について問う課題について回答）

- ・部員数について問う質問に対して、人数が確保できず練習やチームを組めない等の回答が多数ありました。
- ・顧問、指導者について問う質問に対して、大会参加では審判資格や専門的な技術指導ができる顧問・指導者の確保が難しいとの回答が多数ありました。
- ・施設面について問う質問に対しては、「活動場所が手狭になっている」等の課題について回答が多数ありました。
- ・その他に休日部活動の教員の負担について、「負担を感じている」と 24 部が回答しました。

③ 学校部活動実態調査（令和 6 年 6 月）選択式

目 的：地域の実態に応じた部活動の地域連携・地域移行に向けて、適正な運営や効率的・効果的な部活動のあり方について検討するにあたり、より詳細な実態を把握する。

対 象：稲城市立中学校全 6 校の運動部 44 部、吹奏楽部 3 部、計 47 部

回 答：各顧問（複数顧問の場合は主顧問）

回答率：100%

【教職員意見】（完全移行、一部連携または一部移行、教員が対応の選択式）

- ・学校部活動から切り離し、地域クラブ等に委託するという「完全移行」を希望する教職員が 21%でした。

- ・学校部活動を原則として、外部指導者及び部活動指導員を配置しながら教員の負担を軽減するという「一部連携または一部移行」を希望する教職員が 71%でした。
- ・学校部活動は教職員のみで実施する「教員が対応」を希望する教職員が 7%でした。

4 アンケート・調査からの考察

生徒対象アンケートからは、「特に問題はない」が最も多く、その他の回答状況から、部活動を否定するものは見られず、活動内容・方法等についての改善を要望する声が多いことが分かりました。

教職員対象のアンケートからは、「事務管理も外部委託したい」などの負担感をもっている状況が確認できましたが、事務管理には、いわゆる事務処理と生徒指導も含まれており、「いじめ」等の生徒指導は、技術指導を外部指導者に任せたととしても、学校での人間関係に起因していれば教員が対応すべきものであると考えます。

また、休日における指導や大会等の引率を希望しない顧問等の負担感を軽減するために、実技指導における外部組織の参画についても検討しましたが、外部組織においても人材が不足しており、学校部活動への安定供給が見込めないことから、稲城市は、学校における部活動体制を継続しつつ、指導者や指導体制、指導方法については複数のパターンを設定することで、教職員の働き方改革を図りながら、学校部活動の充実を目指します。

5 稲城市における今後の学校部活動の地域連携・地域展開について

(1) 学校部活動の継承

- ① 学校部活動は、教職員の働き方改革を図りつつ、現在の体制を維持します。
- ② 学校部活動は、生徒が所属する学校の顧問教員または Club Support Teacher(管理顧問教員、以下「CST」とする。)が関わります。
- ③ 学校部活動の技術指導者の配置については、教職員(教職員から希望がある場合)の他、地域団体、企業、大学等と連携し人材確保に取り組みます。
- ④ 学校部活動は、「単独部活動」、「合同部活動」、「拠点校方式部活動」、「地域クラブ展開」の4つの体制により取り組みます。
- ⑤ 教育委員会及び市長部局の関係機関は、教職員の働き方改革を図りつつ、学校部活動が継続できるよう、学校への支援、連携体制をとります。

◆単独部活動

各校において単独で活動する部活動です。部活動指導を希望する教職員の意向や、学校の活動体制を踏まえ、設置します。

◆合同部活動

複数の学校が一緒にチームを編成して行う部活動です。

複数校が部員数の減少によりチーム編成が困難な場合や安定的に顧問を確保できない場合に、複数校が合同で練習や大会に参加する方法を検討する他、双方の校長が合同部活動を実施することによる影響を十分に協議し、顧問などの意向を踏まえて導入します。

また、合同部活動の導入による教職員の負担を軽減するため、外部指導者及び部活動指導員の活用を前提とします。合同部活動の設置は毎年度状況を確認し、継続の判断を行います。

◆拠点校方式部活動

特定の学校を活動拠点にし、他校の生徒も通って行う部活動です。

在籍校に希望する学校部活動がない場合は、希望する学校部活動がある学校の部活動に参加する「拠点校方式部活動」の導入を検討し、学校部活動の課題は単独校での課題として捉えるのではなく、種目ごとに学校間の横のつながりを持って課題を解決します。拠点校外から学校部活動に参加する生徒の移動手段や、活動時間には、実証を踏まえたうえで展開します。

◆地域クラブ展開

各校において部活動として実施できない種目等について、稲城市スポーツ協会等に参加している地域クラブ等を部活動として認定する活動です。学校と教育委員会とが協議した上で、部活動としての設置の適否について検討します。

※学校部活動に携わる教職員等の役割については、下表のとおりとし、実技指導については、原則として正規の勤務時間内に限るものとします。

※合同部活動及び拠点校方式部活動の実施に伴う生徒の学校間の移動については、公共交通機関、保護者送迎、自転車等の手段を用いることを想定し、これにかかる費用は保護者が負担するものとします。

学校部活動に携わる教員及び技術指導者の体制等

	教員		技術指導者		活動場所
	顧問教員	CST	部活動指導員	外部指導者	
単独部活動	・出欠管理 ・運営事務 (※SSS 等も活用)	・出欠管理 ・運営事務 (※SSS 等も活用)	・出欠管理 ・運営事務 (※SSS 等も活用) ・実技指導 ・生活面についての指導	・出欠管理 ・実技指導 ※学校長の許可があれば大会引率等が可能	各学校
合同部活動					各学校または代表校
拠点校方式部活動					拠点校
地域クラブ展開		・生活面についての指導	・地域クラブ指導者		地域クラブ指定の場所

※SSS（スクール・サポート・スタッフ）

教員に代わり、資料作成や授業準備、採点業務の補助等を行い、教員の業務支援に取り組む市職員。

(参考) 合同部活動の種類 (東京都中学体育大会実施要項抜粋)

	合同チーム	拠点校チーム
要件	・部員数が競技人数を下回った学校同士で編成する。(1校の部員数が競技人数を上回った場合も編成可) ・各学校で部として成立している。	在籍校に希望する部活動がない場合に、拠点となる学校で生徒を受け入れて組織されたチーム
顧問	顧問は各学校の校長・教職員・部活動指導員。代表顧問を置く。	顧問は拠点校の校長・教職員・部活動指導員。代表顧問を置く。
期間	年間を通して合同チームとする	指定無し
チーム名	各校名を併記とする	地区名等を使用する
該当種目	合同チームの参加を認める競技は、個人種目のない競技	指定無し
参加費	各校ともに支払い	各校ともに支払い

(2) 持続可能な学校部活動の体制を構築

① 指導者の確保 (教職員・人材バンク・企業連携等)

- ◆指導者等の配置は、顧問の業務負担の軽減及び専門的な技術指導を依頼するために、外部指導者の配置を行います。さらに、顧問と同等の役割を担う部活動指導員の任用を推進します。
- ◆教職員から指導希望がない学校部活動においては、部活動指導員または外部指導者が技術指導や学校外における活動の引率、部活動の管理運営全般を行う顧問を担い、教職員においては CST として生徒指導等の教育的視点から指導を行う管理顧問を担います。
- ◆部活動指導員及び外部指導者の募集にあたっては、市ウェブサイト等で募集をするとともに、市のスポーツ協会や芸術文化団体連合会、企業、大学等に対して配置協力を依頼します。
- ◆指導者の確保や研修にあたっては、学校、教育委員会や市長部局の関係機関、地域団体や企業、大学等と連携し取り組み、全体的な管理運営を行う仕組み (人材バンク) を検討していきます。

② 指導者の質の向上

- ◆部活動指導員及び外部指導者に対して、学校部活動の教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰やハラスメントはいかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し任用前及び任用後、定期的に研修を行います。
- ◆部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒が技能の向上や大会等における好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行うこととします。

③ 地域団体、企業、大学等との連携した取り組み

- ◆ 地域のスポーツ団体及び文化芸術団体、企業、大学等が取り組んでいる小・中学生向けのスポーツ及び文化芸術活動について、学校部活動との連携や発展的な展開ができるか、関係機関と協議する機会をつくります。
- ◆ 地域のスポーツ団体及び文化芸術団体、企業、大学等が取り組んでいる活動が、地域主体の「新たな地域クラブ活動」として効果が期待される場合には生徒への紹介を行います。
- ◆ 経験豊富な多様な人材が新たなチームやクラブを立ち上げやすくなる仕組みづくりを行います。

④ コーディネーターの配置

学校、市長部局の関係機関、地域団体や企業、大学等と連携し、人材管理や関係機関を調整するコーディネーター（職員）等を配置します。

⑤ 費用負担及び財源確保について

指導者の拡充をするためには、指導者への適正な対価を支払う必要があります。地域団体や企業、大学等と連携し、活動するためには、活動場所や用具の確保などの費用が生じます。これらの負担については、基本的には保護者負担であるところですが、選択肢に応じて受益者負担のあり方について研究する他、企業版ふるさと納税や寄付等を活用するなど、持続可能な財源確保の手段についても検討していきます。

【持続可能な運営体制のイメージ図】

